



平成30年 第2回定例会：7月19日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成30年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	4
○出席議員（14名）	4
○欠席議員（0名）	5
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	5
○開 会（午後 2時00分）	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
議会運営委員長報告	6
採決	7
○議案第6号の上程、提案説明	7
原 口 和 久 管理者	7
瀬 山 慎 二 事務局長	8
○上程議案の質疑～採決	10
○視察研修について	11
瀬 山 慎 二 事務局長説明	11
質疑・採決	11
○一般質問	12
5番 松 島 修 一 議員	12
答弁 瀬 山 慎 二 事務局長	13
再質問	14
再答弁	15
7番 竹 田 悦 子 議員	16
答弁 瀬 山 慎 二 事務局長	17

再質問	20
再答弁	23
休憩（午後 3時03分）	24
<hr/>	
再開（午後 3時15分）	24
発言の訂正	24
瀬山 慎二 事務局長	25
一般質問続行	25
12番 金子 真理子 議員	25
答弁 瀬山 慎二 事務局長	28
再質問	30
再答弁	34
4番 細谷 美恵子 議員	36
答弁 原口 和久 管理者	38
答弁 瀬山 慎二 事務局長	39
再質問	40
再答弁	43
8番 阿部 慎也 議員	45
答弁 瀬山 慎二 事務局長	48
再質問	50
再答弁	52
○特定事件の委員会付託	53
○閉会（午後 5時06分）	54
<hr/>	
○署名議員	55

鴻環資組告示第4号

平成30年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、7月19日小針クリ
ーンセンター2階会議室に招集する。

平成30年7月9日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 原 口 和 久

平成30年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録

○ 議事日程

平成30年7月19日（木） 午後2時00分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第6号 鴻巣行田北本環境資源組合情報公開条例等の一部を改正する条例

第4 視察研修について

第5 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	松島修一 議員	<p>1 整備費の全体額について 施設整備については、平均値で248億円とのことだが、用地取得、造成、周辺整備等含め全体としてどのくらいかかると想定できるのか。その際の補助金、自治体の負担額内訳はどのようになるのか。構成市の負担は可能なのか。負担能力のヒアリング等はどのようになっているのか。</p> <p>2 農地の適用除外後のスケジュールについて 農地の適用除外後のスケジュールは、用地取得や支払いも含めどのようになるのか。支払の時期や資金の手当て等の手続きやスケジュールを確認したい。稼働までのスケジュールで懸念する事項はないか。</p>
2	竹田悦子 議員	<p>1 建設候補地選定について</p> <p>(1) H26年9月22日の候補地選定支援業務第2回では、「現在の候補地が最良となる条件を挙げていった方がやりやすいのではないかと当時の事務局次長が発言をしているが、現在の候補地とは何を意味しているのか。</p> <p>(2) H26年11月25日の候補地選定支援業務第3回では、「洪水リスクについて5m盛土することになるのか」と発言していますが、盛土について建設コストになぜ反映しなかったのか。</p> <p>(3) H26年12月22日の候補地選定支援業</p>

		<p>務第4回では、配布資料も検討委員会後回収するとしたのは何故か。</p> <p>(4) 土地改良事業が完了したばかりの土地については、2-4において評価を×にしているにもかかわらず、候補地については、「1」の数字がついているのはなぜか。</p> <p>(5) 地盤調査の結果はいつ公表されるのか。</p> <p>(6) 後背湿地と言われるところの地盤の評価は。</p> <p>ア 水田として洪水などの水害を被りやすい</p> <p>イ 地盤沈下の恐れがある</p> <p>ウ 地震動に対して弱いとされる</p> <p>エ 地下水位が高く排水性も悪い</p> <p>2 新施設建設等検討委員会</p> <p>(1) 第3回検討委員会では、精査した資料が必要との意見が多く出た。もっとしっかりと検討すべきではないか。</p> <p>(2) 検討委員会の開催回数を減らして、答申までなぜいそぐのか。</p>
3	金子眞理子 議員	<p>1 建設候補地について</p> <p>(1) カルテ内容について</p> <p>ア 新しい搬入路は必要としない、について</p> <p>イ 盛土とハザードマップの読みとり方について</p> <p>(2) 地盤整備について</p> <p>ア 20m下の砂れき層は支持層となり得るのか。</p> <p>イ 岩盤層は何m下にあるのか。</p> <p>(3) 排水路の計画について</p> <p>ア 地域要望の1番は排水路整備ではないか。</p> <p>イ 検討は進められているのか。</p> <p>2 新たな搬入出路について</p> <p>(1) 起点と終点と経路について</p> <p>これまで示されているものとの変更はあるのか。</p> <p>(2) 道路幅について</p> <p>8m幅が示されているが、のり面を含めた道路幅員と道路の高さは何mか。</p> <p>(3) 予算について</p> <p>概算(現状での)と資金計画はいかがか。</p>

4	細谷美恵子 議員	<p>1 余熱利用施設について</p> <p>(1) 余熱利用施設を建設する本来の目的はどのようなものであったか。</p> <p>(2) 地元還元の内容として①避難所機能②集会所機能を、持たせる等は地元の行政（鴻巣市）の仕事ではないか、三市組合での仕事ではないと考えるがどうか。</p> <p>(3) 「構成市民の福祉の増進を図ることのできる施設」として、行田市民・北本市民にも年齢や障がいの有無に関わらず福祉の増進に寄与することができるかとあるが、具体的には。</p> <p>(4) 民設民営または鴻巣市単独でということの可能性はあるか。</p> <p>(5) 組合はごみの焼却事業をやるのであり、温泉事業を展開するための組合ではないと考えるが、どうか。</p>
5	阿部慎也 議員	<p>1 新施設建設候補地選定について</p> <p>(1) 種足地区土地改良事業の面整備における受益地については平成26年当時知っていたとの事だが</p> <p>(2) 建設候補地53ヶ所の抽出はいつの時点から開始したのか</p> <p>(3) 施設全体配置図について</p> <p>ア いつの時点で作成したのか（パソコン追加回答有り）</p> <p>イ 図中焼却施設とあるが何を意味するものなのか</p> <p>ウ 管理棟の位置は</p>

第6 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（14名）

1 番	川 崎 葉 子 議員	2 番	金 子 雄 一 議員
3 番	吉 野 修 議員	4 番	細 谷 美 恵 子 議員
5 番	松 島 修 一 議員	6 番	渡 邊 良 太 議員
7 番	竹 田 悦 子 議員	8 番	阿 部 慎 也 議員
9 番	梁 瀬 里 司 議員	10 番	香 川 宏 行 議員

1 1 番 岸 昭 二 議 員 1 2 番 金 子 眞 理 子 議 員
1 3 番 坂 本 晃 議 員 1 4 番 吉 田 豊 彦 議 員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

原	口	和	久	管	理	者		
工	藤	正	司	副	管	理	者	
現	王	園	孝	昭	副	管	理	者
宮	澤	芳	之	会	計	管	理	者
飯	塚	孝	夫	参	与			
小	卷	政	史	参	与			
新	井	信	弘	参	与			
小	林	弘	樹	参	与			
前	島	伸	行	参	与			
加	藤		浩	参	与			

○ 事務局職員出席者

事	務	局	長	瀬	山	慎	二		
計	画	建	設	課	長	佐	野	雄	一
副	参	事	肥	後	卓	豪			
主	幹	今	井	剛	史				
書	記	須	藤		翔				

午後 2時 00分 開会

○坂本 晃議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご
参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から、平成30年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例
会を開会いたします。出席議員が14名で、定足数に達しておりますから議会は
成立いたしております。

△議事日程の報告

○坂本 晃議長 これより以降の議事日程につきまして、お手元に配布してありま
す日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○坂本 晃議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により議長において指名いたします。

9番 梁瀬 里司 議員

10番 香川 宏行 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○坂本 晃議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してあり
ましたので、その結果について報告を求めます。

————— 議会運営委員長 2番 金子雄一 議員。

[金子雄一議会運営委員長 登壇]

○金子雄一議会運営委員長 皆様こんにちは。それでは、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る7月12日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程につ
いて協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配布い
たしております、平成30年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日
程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

またその際、細谷議員より、5月29日に開催をした臨時会において、追加提出された議第2号の審議の中で、議案提出者の討論の扱いについて、協議すべき点があったとの指摘がございました。議長にも同席いただき、検討をした結果、各市議会運営方法の相違により、疑問や混乱を生じるような場合は、その都度、議会運営委員会にて協議をし、最良の方法を取っていくことが望ましい。との見解に至りました。

皆様には今後とも、円滑にして効率的な議会運営がなされますよう、ご理解の程、重ねてお願い申し上げます、報告を終わります。

○坂本 晃議長 お諮りいたします。ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第6号の上程、提案説明

○坂本 晃議長 次に、日程第3、議案第6号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

〔原口和久管理者 登壇〕

○原口和久管理者 本日、ここに平成30年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

まず、6月28日から7月8日頃にかけて西日本を中心に全国的に広い範囲で

記録された集中豪雨により200人を超える尊い命が奪われてしまいました。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、私事で恐縮に存じますが、鴻巣市長の任期満了に伴う選挙が去る7月1日に行われ、引き続き5期目の市政運営を担わせていただくことになりました。本組合発展のため、現在の施設の維持管理に万全を尽くすとともに、構成市の市民の皆さんのために、快適、清潔で安全、循環型社会の構築に寄与する施設の建設に向け取り組む所存でございますので、議員の皆様の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新ごみ処理施設については、去る3月18日に1回目の事業者選定委員会を開催し、施設の整備運営事業者の選定について諮問を行っております。また、余熱利用施設については、施設内容等について検討していただくため、第3回新施設建設等検討委員会を7月6日に開催をしたところであります。皆様には引き続き本組合へのご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。なお、詳細につきましては、事業の進捗状況等と合わせまして、議会終了後に事務局から報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号鴻巣行田北本環境資源組合情報公開条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本案は、行政機関個人情報保護法等の改正に伴い、組合における情報公開・個人情報保護制度において所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第6号についての提案説明を終わらせていただきます。よろしくようお願いいたします。

○坂本 晃議長 次に、議案第6号の細部説明を求めます。————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 議案第6号鴻巣行田北本環境資源組合情報公開条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページ及び参考資料の新旧対照表をお願いいたします。

本案は、行政機関個人情報保護法等の改正に伴い、組合の情報公開・個人情報保護制度において所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

本改正法では、個人情報の定義の明確化や、人種、信条等に関しては要配慮個人情報として、本人に不当な差別又は偏見が生じさせないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報とする規定等が追加されました。

また、組合の情報公開・個人情報保護に関する審査請求の審理手続において、現行の組合条例においては審理員による審理手続が必要な状況となっておりますが、構成3市においては、実績のある情報公開・個人情報保護審査会により、公正性が担保されていることから、情報公開・個人情報保護制度においては、審理員による審理手続に関する規定の適用除外がなされている状況にあります。

以上のことから、関係する4条例を一部改正し、組合における情報公開・個人情報保護制度の充実を図ろうとするものでございます。

新旧対照表の1ページからご覧ください。

第1条は情報公開条例の一部改正でございまして、法改正に基づく用語の明確化及び用語の整理を行うとともに、行政不服審査法では、条例で特別の定めを設けることにより、審理員の指名を要しないこと等が規定されていることから、新旧対照表2ページから5ページにございますとおり、第19条として審理員による審理手続に関する規定の適用除外を定めることで、情報公開制度における審査請求は、実施機関が行政不服審査会へ諮問することとし、第20条の2以降に6条からなる審査会の調査権限等の規定を追加し、審査会での審理手続を有効に機能させようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

次に、第2条は個人情報保護条例の一部改正でございまして、第1条同様、用語の明確化、整理を行うとともに、9ページから13ページにございますとおり、適用除外等の規定を追加しております。

14ページをご覧ください。

第3条の規定による証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございまして、第1条は、行政手続法、行政不服審査法及び今回の改正条例に基づき、改

正するもので、第5号から第9号に示す、実費弁償の支給対象となる者を追加しております。

15ページ、第2条の改正は、現行、日額3,600円の実費弁償を、鴻巣市に合わせ、日額3,000円とするものでございます。

16ページをご覧ください。

附則第2項の規定による行政不服審査会条例の一部改正でございまして、本改正条例の第1条、第2条において追加をしました審査会の調査権限の規定について、整合を図るため、削除し、条ずれの整理を行うものでございます。

議案書の9ページをお願いいたします。

附則の第1項におきまして、本改正条例の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本 晃議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○坂本 晃議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第6号鴻巣行田北本環境資源組合情報公開条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○坂本 晃議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

△視察研修について

○坂本 晃議長 次に、日程第4、視察研修についてを議題といたします。

視察内容について、事務局の説明を求めます。———— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、8月に予定しております視察研修について、ご説明申し上げます。付議議案と一緒に配布いたしました視察研修資料をご覧くださいと存じます。

1の目的でございますが、先進地視察を通して、ごみ処理施設の見識を深めるとともに、議会として新施設建設事業を円滑かつ公正に推進することとしております。

次に、2の日程でございますが、平成30年8月20日月曜日、21日火曜日の1泊2日を予定しております。

次に、3の視察先につきましては、事業方式及び処理方式を考慮いたしまして、新潟県三条市清掃センターと新潟県新潟市新田清掃センターとしております。なお、隣接する環境啓発施設及び余熱利用施設等も視察を予定しております。

次に、4の参加者でございますが、組合議員、正副管理者、組合参与及び事務局職員の計23名でございます。

次に、5の交通でございますが、電車並びに貸切バスを予定しております。

以上で、視察研修の説明とさせていただきます。

○坂本 晃議長 以上をもって説明は終わりました。

次に、質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただ今の説明のとおり、鴻巣行田北本環境資源組合会議規則第104条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。よって、説明のとおり派遣することに決しました。

皆様全員の参加を、よろしく願いいたします。

△一般質問

○坂本 晃議長 次に、日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。——— 5番 松島修一議員。

[5番 松島修一議員 登壇]

○5番 松島修一議員 議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。それでは早速質問に入らせていただきます。

件名1、新ごみ処理施設の整備費の全体額について。土地、水路、道路整備等を含む施設全体の事業費について、どのくらいかかるかを伺います。新施設整備基本計画が策定され、各工程について施設整備スケジュールに従い進捗しているところであります。この基本計画では、整備費が合計248億円、運営維持管理費が20年間で合計170億円と見込まれると聞いております。平成26年の新組合設立当時は、整備費としましては概算百数十億円。確か、130億円と記憶しているんですけども、その見込みになっていたと存じます。概算とのことだったと思いますが、現在の整備費はここ3年くらいで単純に2倍近い費用となってしまっております。一般の市民からすると、施設整備費のあまりの高騰ぶりに驚き、この分では全体ではどのくらいかかるのだろうかと心配する声が多く聞かれます。現段階では用地の取得費や造成、周辺の道路、水路、排水等の整備や、場外の熱利用施設が含まれておりません。市民の不安をできるだけ無くすには、早く費用全体を示すことが大事だと考えます。詳細までは決まっていないため、前提条件をつけた試算になるかと思いますが、全体でどのくらいの整備費が含まれるのか伺うものであります。またその際、構成市の負担はどうなるのか、また各自治体の今後の財政力にも差があることから、負担能力のヒアリング等はどうに行っているのかについても伺うものでございます。

件名2、農地の適用除外後のスケジュールについて伺います。施設整備スケジュールでは、平成32年11月に用地取得を完了するとされています。用地取得に関連して、用地代支払いの時期や資金の手当等の手続きがどのようになっているかについても伺うものでございます。

以上、1回目の質問でございます。よろしくお願いたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。———— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、1、整備費の全体額についてですが、全体としてどのくらいかかると想定できるのかについてお答えします。本組合で平成29年2月に策定いたしました施設整備基本計画において、施設整備費については約248億円、運営維持管理費については20年間で約170億円とし、組合議会及び構成市民を対象とした説明会において報告しております。なお、施設整備費等については、あくまでもプラントメーカーアンケート調査における現時点での見積金額であり、契約時に確定いたしますが、見込み額については平成32年度当初予算案として平成31年度にお示しできるものと考えております。また、建設予定地の用地取得については、平成32年度に不動産鑑定士に土地の鑑定評価を依頼して単価の決定をする予定でございます。造成費については、平成31年度に測量設計業務委託の発注を予定しており、この業務委託の中でおおよその費用が把握できるものと見込んでおります。

次に、周辺環境整備費や余熱利用施設については、事業の進捗に合わせて積算する予定であり、随時ご報告をさせていただきたいと存じます。

次に、整備費に係る補助金と自治体の負担額はどのようになるのか、構成市の負担は可能なのか、負担能力のヒアリング等はどのようになっているのか、についてでございますが、平成29年2月に本組合で作成したPFI等導入可能性調査報告書の中で、国の循環型社会形成推進交付金のほか、施設整備費約248億円の財源内訳をお示ししております。具体的に申し上げますと、施設整備費約248億円のうち、国の交付金が約77億円、一般廃棄物処理事業債などの組合債が約147億円、残る約24億円が構成市で負担する一般財源として見込んでおります。この一般財源約24億円は、建設期間3年度に分けて、出来高払いなどにより支払う予定となっております。また、その他の用地取得費や造成費、周辺環境整備費等の財源については、組合債及び一般財源を見込んでおります。なお、構成市ごとの負担割合は、組合同約第15条第3項において人口割と規定されております。今後におきましても、単年度に過度な財政負担が集中しないよう、負

担の平準化などについて構成市と調整を行うとともに、引き続き経費削減に努めてまいりたいと存じます。

次に、2、農地の適用除外後のスケジュールについて、お答えいたします。平成29年7月定例議会終了後の事業の進捗状況の中で、現在のスケジュールについてご報告させていただきました。予定では、平成32年6月に農振除外の決定の公告、縦覧を行い、その後の用地交渉は、平成32年11月頃までに完了する見込みでございます。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質問ありますか。———— 5番 松島修一議員。

○5番 松島修一議員 1回目のご答弁ありがとうございました。再質問を何点かさせていただきたいと思えます。

3点考えておりました、まず1つ目でございますけれども、アンケート調査で施設整備費が248億円だったということでございますが、この辺については市民の関心も非常に高いためにですね、再度その根拠について確認をしたいと思えます。

2つ目でございますけれども、施設整備費の財源でございますが、循環型社会形成推進交付金の他は一般財源、それからあと事業債、いわゆる借金になりますけれども、特にこの借金についてですね、返済の期間とか、額とか、この辺についてはどうなっているのかという見解を伺います。

それから、3つ目でございますけれども、稼働までのスケジュールで懸念材料はないかということでございますが、現在の施設整備のスケジュールでは建設工事期間が3年弱となっております、一般的によく聞きますとですね、こういった施設は建設期間が3年半から4年くらいというふうに通常言われているそうでございます。非常にあの建設期間もタイトだなというふうに思うんですけれども、例えば用地取得が遅れるとか、ということになりますと、稼働時期も遅れてしまいますし、昨今は集中豪雨によるその大規模災害というのも発生しておりますので、こういったリスクがいろいろ考えられるんですけれども、こういったリスクに対する考え方についても伺いたいと思えます。今我々が、ごみ処理をお願いしている埼玉中部環境でございますが、そこに新しい構成市で、埼玉中部資源循環センターを進めているわけでございますけれども、この新施設は平成35年3月

の稼働を目指して今進めているということでございました。こちらの方の新施設が私どもの方の新しい施設が予定どおり稼働したとしても、この埼玉中部資源循環センターとの稼働時期が9ヶ月の差があるわけでございまして、もし万が一これがこちらの方の鴻巣の方の施設が、完成が遅れますといろんなまた調整が必要になってくるんじゃないかなというふうな心配をしているわけでございますけれども、この辺についてもですね、こちらの鴻巣の方の施設に関しては何とかスケジュールどおり進めてもらいたいということを要望しながら、今申し上げた3点の再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。———— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 それでは再質問に順次お答え申し上げます。

まず1点目のそもそもアンケート調査では248億円となった根拠ということのご質問でございました。約248億円は、平成28年度に実施いたしましたプラントメーカーアンケート調査結果を基に、熱回収施設は約200億円、不燃・粗大ごみ処理施設は約25億円、プラスチック資源化施設は約19億円、ストックヤードは約4億円と、それぞれ積算したものでございます。なお、環境産業新聞社が出版している「都市と廃棄物」2018年7月号によりますと、環境省の循環型社会形成推進交付金等を活用した事業のうち、100トン以上の熱回収施設の価格動向は、1トン当たり平成24年度が約4,600万円、平成25年度が約6,000万円、平成26年度が約6,900万円、平成27年度が約7,100万円、平成28年度が約9,700万円、平成29年度が約8,000万円と推移しております。今後も価格動向を十分注視してまいります。

組合債の返還期間ですが、例えば、関東財務局の平成30年度財政融資資金地方資金の貸付条件によりますと、一般廃棄物処理事業では15年となっております。なお、返済額は、借入金額と借入条件確定後に決まります。

稼働までのスケジュールでございますが、現在、平成35年度稼働の予定となっております。今後も熱回収施設の価格動向や稼働までのスケジュールの変更があった場合等は、速やかに組合議員の皆様にご報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○坂本 晃議長 次に、7番竹田悦子議員の発言を許します。

————— 7 番 竹田悦子議員。

[7 番 竹田悦子議員 登壇]

○ 7 番 竹田悦子議員 議席番号 7 番日本共産党の竹田悦子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

鴻巣行田北本環境資源組合が進める新ごみ処理施設を巡って、また本日も阿部議員の指摘によって 3 6 番 3 7 番の位置が間違っていたことが指摘をされ、訂正されました。一体正確な文章はどこにあるのか甚だ疑問です。まさに公文書の改ざん、隠蔽、そして候補地ありきの選定が行われていた疑惑が深まっていると私は思います。5 月 2 9 日に行われた臨時議会で本来であるならば真相究明の 1 0 0 条委員会が開かれるべきです。市民の貴重な税金を使っての新ごみ処理施設建設です。特に以前から指摘をされているように、建設候補地は後背湿地といわれる沼地です。施設建設費の他にインフラ整備は幾らかかるのか、本日他の議員も質問しているように、費用の総額すら示されていません。禍根を残すことのないような事業にすることが必要です。市民の皆さんに徹底した分別にご協力いただき、ごみの排出量を減らし、適切な場所に適切な規模のごみ処理施設の建設を行うことが必要だと考えます。こうした立場で質問を行っていきます。

1、建設候補地について。(1)平成 2 6 年 9 月 2 2 日の候補地選定支援業務第 2 回では、現在の候補地が最良となる条件を挙げていった方がやりやすいのではないかと当時の事務局次長が発言をしているが、現在の候補地とは何を意味しているのか。

(2)平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日の候補地選定支援業務第 3 回では、洪水リスクについて 5 メートルの盛土することになると発言していますが、盛土について建設コストになぜ反映しなかったのか。

(3)平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日の候補地選定支援業務第 4 回では、配布資料も検討委員会後回収するとしたのはなぜか。

(4)土地改良事業が完了したばかりの土地については、2 - 4 について評価を×にしていたにもかかわらず、候補地については、1 の数字がついているのはなぜか。

(5)地盤調査の結果はいつ出されるのか。

(6) 後背湿地と言われるところの地盤の評価は。地震防災関連用語では、後背湿地と言われるところが低地で水はけが悪いため、水田として利用されるだけで以前は集落や街道として利用されることはありませんでした。しかし現在の大都市の多くは後背湿地を含む軟弱地盤上にも広範囲に広がっており、地盤沈下、建物の不同沈下、地震時の大きな揺れなどの問題が潜んでいます。このように用語録では述べられています。そうした点で、ア、水田として洪水などの水害を被りやすい、イ、地盤沈下の恐れがある、ウ、地震動に対して弱いとされること、エ、地下水位が高く排水性も悪い、以上学問的には、こうした指摘がされています。この建設候補地とされる場所は、どのような状況なのかお答えください。

2、新施設建設等検討委員会、私は新ごみ処理施設建設候補地が不適切だと考えていますので、余熱利用施設もいらないと考えています。先日検討委員会を傍聴させていただきました。熱心に審議されていましたが、傍聴しての感想や疑問もありますので、質問をさせていただきます。

(1) 第3回検討委員会では、精査した資料が必要という意見が多く出た。もっとしっかりと検討すべきではないか。

(2) 検討委員会の開催数を減らして、答申までなぜ急ぐのか。3回目の検討委員会では4回5回と計画していましたが、次回の検討委員会でまとめて、そのまま答申としていきたいとの委員長から提案があり、異論は出ませんでした。このような大事な課題を抱えているだけに、市民の声を聞くことも必要だと私は考えます。なぜ答申まで急ぐのかお伺いするものです。以上で1回目の質問といたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、1、建設候補地選定についての、(1)平成26年9月22日の候補地選定支援業務第2回では、現在の候補地が最良となる条件を挙げていった方がやりやすいのではないかと当時の事務局次長が発言をしていますが、現在の候補地とは何を意味しているのか。についてお答えします。平成25年5月7日付けごみ処理広域化の推進に関する基本合意書にて、ごみ処理施設の建設地を鴻

巢市内とすることが合意されております。これを受けて地元市である鴻巣市では、構成3市からの距離、地域特性等を鑑み、県道内田ヶ谷鴻巣線沿いを適地とし、4候補地を選定しております。平成26年4月に設立した本組合では、この基本合意書に基づき、鴻巣市が選定した4候補地のみならず、鴻巣市全域を対象とした選定作業を行い、53箇所の候補地の中から建設予定地を選定しました。ご質問の、現在の候補地とは、についてでございますが、当時の担当者に確認したところ、鴻巣市が選定した県道内田ヶ谷鴻巣線沿いの有力候補地4箇所を指しているとのことでした。地元を熟知している鴻巣市が選定した当該エリアは、有力な候補地であるという認識だったとのことでございます。

次に、1の(2)平成26年11月25日の候補地選定支援業務第3回では、洪水リスクについて5メートル盛土することになるのか、と発言していますが、盛土について建設コストになぜ反映しなかったのか。についてでございますが、まず、5メートルの盛土について申し上げます。鴻巣市の洪水ハザードマップによると、荒川または利根川が氾濫した場合の浸水深は、最大で2メートルから5メートル未満の区域が存在することから、場合によっては5メートルの盛土が必要なかとコンサルに確認した発言であると認識しております。建設予定地の盛土については、今後、事業が進む中で決定されますが、5メートルの高さは信号機の高さとほぼ同じでございますので、現実的ではないと考えております。ご質問の建設コストに盛土を反映しなかった理由につきましては、盛土の高さは河川が氾濫した場合に想定される浸水深で決まるものではなく、一般的には接する道路との高低差により決まるものと理解しております。候補地の多くは水田などがあり、盛土の高さに大きな差異はないことから、建設コストではなく、災害の影響で評価したものでございます。

次に、1の(3)平成26年12月22日の候補地選定支援業務第4回では、配布資料も検討委員会後回収するとしたのはなぜか。についてでございますが、平成27年1月20日に開催された第4回新施設建設等検討委員会の資料については、決定前の案であり、公表することにより誤解や憶測に基づく市民の間に混乱を生じさせ、または土地の投機などを助長するなど、特定の者に利益を与えたり、不利益を及ぼすなどの恐れがあることから、回収したものでございます。

次に、1の(4)土地改良事業が完了したばかりの土地については、2-4において評価を×にするとしているにもかかわらず、候補地については1の数字がついているのはなぜか。についてでございますが、平成29年11月の組合議会で答弁いたしましたとおり、建設予定地が受益地であることを確信したのは、平成27年5月にさいたま農林振興センターからの連絡を受けた時点でございます。平成27年2月の候補地選定当時は受益地との認識はなく、農用地区域(青地)に指定されているが、非農用地に接していることから評価したものでございます。

次に、1の(5)地盤調査の結果はいつ公表されるのか。についてでございますが、今後の事業者選定委員会において専門家による分析、検証をお願いする予定でございます。従いまして、現時点では公開することはできませんが、11月頃には公開できるものと見込んでおります。なお、公開できる時点で組合議員の皆様にお知らせをいたします。

次の、1の(6)の後背湿地についての、ア、水田としての洪水などの水害を被りやすい、イ、地盤沈下の恐れがある、ウ、地震動に対して弱いとされる及び、エ、地下水位が高く排水性も悪いについては、関連がございますので、一括してお答えいたします。建設予定地については、元荒川の自然堤防の背後に形成された後背湿地であるため、これまで洪水や浸水の被害を懸念するご意見などをいただいております。鴻巣市下水道課で作成いたしましたゲリラ豪雨など一時的な大量の降水により、これまで発生した道路等の浸水情報や、避難場所を地図上に表示した内水ハザードマップによりますと、建設予定地は過去数十年に渡り浸水実績はなく、また埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づく過去における洪水の状況をもとに作成された湛水想定区域図においても、建設予定地における湛水は想定されておられません。また、平成28年度に実施いたしました建設予定地の地質調査によりますと、砂礫層を支持基盤として提案されており、液状化の調査も併せて行ったところ、マグニチュード7.5を想定した場合でも、液状化の恐れはないとのことでございます。

次に、2の(1)第3回検討委員会では、精査した資料が必要との意見が多く出た。もっとしっかりと検討すべきではないか。及び、(2)検討委員会の開催回数を減らして答申までなぜ急ぐのか。については、関連がございますので、一

括してお答えいたします。現在、新施設建設等検討委員会において、余熱利用施設の整備方針について検討いただいております。委員の皆様から様々な意見をいただいております。今後も引き続き、分かりやすい資料づくりに努めるとともに、一つひとつ協議を重ねてまいります。また、協議の進捗状況により、開催回数等につきましても柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質問ありますか。——— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 一通りお答えいただきましたので再質問を行います。

1の建設候補地の(1)についてです。今のお答えは初めて出る答弁ですよ。私はこの問題であえて当時の事務局次長に質問をした時に、事務局次長はこう答えているんですよ。こういうことを言ったのかな、よく覚えていないと。言うにも関わらず、その後4箇所ということが出てきたわけで、しかもこの4箇所というのはどこなのでしょうか。52箇所の地図からは4箇所ですが、53箇所ある地図では5箇所があるわけです。まさに真実を私は語っていないというふうに思います。その点でしっかりとお答えをいただきたいのと、併せて内田ヶ谷線は、種足野通川ほ場整備が行われ、担当者が言っていた土地改良事業が行われた場所です。ですから本当に土地改良事業が行われているところを最適とすることそのものがおかしなわけで、4箇所から選定したということは、私は辻褄合わせだというふうに思います。真実をお答えください。

(2)です。盛土について、縷々いろいろなところで語られています。平成27年4月10日の第6回の支援会議の中では、水害対策で盛土するほか支持層が深いところにあるので、地盤改良が必要になってくることが予想されるとコンサルタントが発言しています。また平成27年1月8日の第5回会議では、地盤の高さは2メートルも差があるのではないかと、このような発言もされています。また公職者説明会でも要望が出て、その時鴻巣市の担当者は盛土をしますと、鴻巣の担当者がはっきり答えています。そして、盛土すれば問題ない、冠水しても数日だけなので問題ないと、当初から盛土のことを入れたら費用が膨大にかかるので、あえてこの盛土の問題を評価基準に入れないような、こういうことが行われていたのではないかと、私が受け止めざるを得ないような発言が縷々されています。5.5ヘクタールの土地に1メートルの盛土をすると、約1億円掛かるそう

です。ある人の試算では。ですから建設コストの差が583万2,000円よりも盛土の1メートル当たり1億円とすれば建設コストがずいぶん違うと、だから盛土をあえて評価基準に入れなかったのではないかと私は思いますがどうなのでしょう。

3番目、(3)です。混乱を避けたいというふうに言っていますが、平成27年1月29日の笠原地域の公職者説明会では、1箇所が決まったことを前提に、もうすでに質問しています。ですから答弁内容が違います。その後第5回の検討委員会は平成27年2月17日ですから、1月29日にはもう1箇所と決めたと説明しているにも関わらず、混乱を招くなどということは、本来おかしいのではないかというふうに思います。ですから、まさに53を52箇所にするためにやった非公開ではないかというふうに私は受け止めますが、どうなのでしょう。

(4)です。ここは土地改良事業をやったところを×にしているということですが、この×の付け方全然でたらめです。というのは、私もいろいろ調べてみました。皆さん地図をご覧ください。2番と3番のところは2-4では0になっています。これは熊谷バイパスを挟んだところの場所です。この熊谷バイパスを挟んだところは、昭和13年から23年にかけて、当時の箕田村が行った土地の改良事業です。そこのところが0になっているはずはない。本来ここは土地改良事業を昭和の時代にやったとこだから、0が付くはずないんです。にもかかわらず0にしている。こういうところを見れば、評価基準そのもの、ましてやその点数の付け方まで全く私はでたらめではないかと考えます。この点では、今21番目の郷地安養寺地域がふさわしいと言われていますが、点数の付け方も問題も含めて、再度他の箇所も選定し、候補地の再設定を行う考えが持てるかどうか、お伺いしておきます。

また、地盤調査の問題ですが、平成27年第5回検討委員会では支持層が深いところがあるとコンサルタントが発言をしています。深いところと言うのは、具体的に何メートルなのか。未だかつて地盤調査をして1年半以上も経つのににもかかわらず、公表できない。私は1番の問題は、市民の皆さんの税金を使って行っている仕事なんです。市民が見てそれがよくわかるかどうかは、わかりませんが、市民の皆さんの税金を使ってやっているものだから、市民にその結果を

公表するというのは、本来あるべき姿、行政のあるべき姿ですよ。それを業者に見せてからでないと公表できないということは、逆に言えば見せたくないものが何かあるのではないかというふうに私は勘ぐらざるを得ない。そういう点では市民の税金を使つての事業ですから、市民の皆さんにどうぞご覧くださいというふうに早急に公表すべきです。こうした立場がとれるかどうかお答えください。

(6) のアです。この問題では、内水ハザードマップがあつてその冠水していないというふうにお答えいただきましたが、私はこれはね、現地を知らない人の発言だというふうに思います。候補地のことを知らない。例えば、平成27年1月29日の公職者説明会では、笠原改良区の方が、台風の度に冠水して、農道も陥没しています、と、こういうふうに発言しているんです。だから内水ハザードマップでは大丈夫などと言いますが、現地の方が台風の度に冠水している場所なんですと、いうふうに発言しているんです。ましてや最近の異常気象は1時間に100ミリメートルも降ると。こういう異常気象の中でやはりちゃんと対応すべきだというふうに私は考えます。それからイについてです。この地盤について大丈夫と言いますが、5.5ヘクタールのところに5地点しか調査していません。砂礫層を支持基盤としていますが、この砂基盤のところと言うのは水平方向が連続しているのかどうか、5.5ヘクタールのところを5箇所やっただけで、本当にその水平な土地が連続しているのかどうかという、その確証が持てるのかどうかお伺いをしておきます。それからウです。地震に強い根拠は何か、5箇所しかやっていないかつ公表していない中で、なぜ大丈夫と言えるのかその根拠をお示してください。ウとエは同じ内容なのでその根拠をお示ししたいと思います。

2についてです。新施設検討委員会で、この例えば検討委員会の中でこういうご意見が出ました。17万人が年間余熱利用施設を使うと言うが、本当にその17万人という数字は大丈夫なのかということで、もっと精査すべきではないかのご意見が出ました。私もそう思います。というのは、この17万人も訪れるという根拠を出した数字の基というのは、2007年の実績です。2007年、今からもう11年前です。しかも余熱利用施設ができるのは、2023年以降でなければ余熱利用施設はできないわけです。こんな2007年の資料を基に17万人訪れますと、16年以上20年近く前の資料を基に大丈夫だという、私は根拠

というのはあり得ないというふうに思います。そういう点ではもっと現況に合わせた、着実な根拠を基に、もっとしっかりと議論をしていただく、柔軟に対応するとおっしゃいましたので、なおさら12億円かかると言われる余熱利用施設だけに市民の皆さんの声をしっかりと聞くということも含めて、できるかどうかお答えください。以上です。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問にお答えします。

1の県道内田ヶ谷鴻巣線沿いの4箇所とはどこか。ということでございますが、県道内田ヶ谷鴻巣線沿いの有力候補地箇所は、これ図面上の番号でございますが、候補地53箇所のNo.20、21、22及びNo.37でございます。以上の4箇所となっております。

(2)盛土を建設コストになぜ反映しなかったのか。についての質問にお答えいたします。建設コストに盛土を反映しなかった理由については、繰り返しになりますが、盛土の高さは河川が氾濫した場合に想定される浸水深で決まるものではなく、一般的には接する道路との高低差により決まるものと理解しております。候補地の多くは水田などであり、盛土の高さに大きな差異はないことから、建設コストではなく、災害の影響で評価したものとなっております。

(3)といたしまして、第4回検討委員会で資料を回収したのはなぜか。についてお答えいたします。第4回新施設建設等検討委員会の資料については、決定前の案であり、公表することにより誤解や憶測に基づく市民の間に混乱を生じさせ、または土地の投機などを助長するなど、特定の者に利益を与えたり、不利益を及ぼすなどの恐れがあることから、回収したものでございます。

(4)といたしまして、他の箇所を選定すべき、再選定を求める。についてお答えいたします。建設予定地については、53箇所の候補地の中で、評価の最も高かった候補地であったことから選定したものでございます。

(5)コンサルが言っている支持層は深いところでは、ということなんですけれども、これについて回答いたします。平成28年度に実施いたしました建設予定地の地質調査によりますと、砂礫層を支持地盤として提案されております。調査結果については、今後、事業者選定委員会において専門家による分析、検証を

お願いし、11月頃には公開できるものと見込んでおります。

6番目として、後背湿地としての洪水などの水害を被りやすい。ということにつきましてお答えいたします。鴻巣市危機管理課及び道路課、地元などにも確認をいたしましたが、過去数十年間に、建設候補地に隣接する県道内田ヶ谷鴻巣線等については、水害による道路冠水及び通行止め等の対策を行ったことがないという報告を受けております。このほか、昨年的大型台風が発生した際にも、職員による建設候補地周辺の現場確認を行いました。県道の冠水等はなかった（P25「県道及び搬出入路を予定している道路等の冠水はなかった」に発言訂正）ことを確認しております。

7番目として砂礫層が支持基盤というが水平方向の連続性はあるのか。また地震に強い根拠は何か。につきましてお答えいたします。平成28年度に実施いたしました建設予定地の地質調査にて、想定地層断面図が示されており、砂礫層が連続していることが伺えます。なお、報告書内で、砂礫層が支持地盤として提案されておりますが、支持地盤の選定にあっては、構造の規模、設計荷重等により決定されるものであることから、設計の段階で決定されるものと認識しております。また、地質調査等によりますと、液状化の可能性は低いと想定されております。地下水位が高く排水性も悪いとご指摘をいただきました。事業を進めるに当たっては、ご指摘の点にも留意して参りたいと考えております。なお、先ほど申し上げましたように、地質調査結果については、11月頃には公開できるものと考えております。

最後になりますが、答申をなぜ急ぐのか。ということについてお答えいたします。新施設建設等検討委員会については、一つひとつ協議を重ね、進捗状況により、先ほども当初答弁させていただきましたけれども、開催回数等につきましても柔軟に対応して参りたいとそのように考えております。以上でございます。

○坂本 晃議長 暫時休憩いたします。

午後 3時 03分 休憩

午後 3時 15分 再開

○坂本 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局長より発言の訂正を求

められておりますので、これを許可いたします。———— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 先ほど、竹田議員さんの再質問の中で、昨年大型台風が発生した際ということで、県道の冠水等がなかったと確認しておりますという発言のところを、県道及び搬出入路を予定している道路等の冠水はなかったということで訂正をお願いしたいと思います。以上でございます。

○坂本 晃議長 この訂正については、議長にお任せ願いたいと存じます。

次に、12番金子真理子議員の発言を許します。

———— 12番 金子真理子議員。

[12番 金子真理子議員 登壇]

○12番 金子真理子議員 議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は、先の臨時議会において、100条調査委員会による候補地に関する調査を提案させていただきました。農振除外の関係によって、平成32年まで農振除外が出来ないという状態の今だからこそ、一大事業のここまでの事業の精査をする絶好の機会であり、事業の根本である候補地への信頼性も確認できるとの思いでしたが、多数のご理解を得ることが出来ず調査をすることはできませんでした。市民の間では、そのことを受け、総額では300億円とも500億円とも囁かれ、土地の整備に多額の費用がつき込まれようとも、この場所でいくのであろうと、そしてそのことを議会は承認していると言われていています。これでは議会はいらないこととなりますので、大変残念に思っているところです。

さて、北本市議会では平成28年11月に原口管理者あてに、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等に係る要望について、を提出させていただいております。皆様の元にも配布されているものですが、主な内容は、平成35年度稼働予定の新施設は、その施設の廃炉まで含めると約40年あまりの長期事業になることから、予測される人口減少のみならず、社会、経済情勢の変化も見込み、これらの諸事業に対応できる計画としていただきたく、また、建設に伴うイニシャルコスト、ランニングコストは市民生活に大きな影響を及ぼしますので、建設計画推進にあっては慎重な検討と構成市の諸事情を勘案していただきたくお願い申し上げます。としております。要点は3点。1、新施設については、資源化施設

を含め、廃棄物の質、量等を精査し、最小限の整備に努めるとともに、ランニングコストについて精査をし、削減に努めること。2、発電施設以外の余熱利用については、近年では余剰を出さない技術もあり、新たな余熱利用施設については、十分に検討するとともに、構成市の市民を含めての理解が得られる整備とすること。3、周辺整備については、地域事情を勘案するとともに、財政負担の軽減が図れるよう検討すること。というものです。当たり前の内容とも言えますが、一年半以上前に提出をし、その後の経過を見ますと要望に沿っているとは言い難い事象が見られますので質問をさせていただきます。

それでは通告に従いまして、1番、建設候補地について、(1)カルテ内容について。平成28年3月に熱回収施設等建設候補地選定支援業務報告書が先の全員協議会調査に向けて資料として提出されました。その中に1番から53番の候補地カルテがあります。この時期は52箇所から選定されたとしていましたので、21番が、現在建設が予定されている安養寺郷地地区です。カルテには基本的条件への適合性として大きく6つの項目があり、これが候補地選定の点数化の評価基準になるもので、21番カルテに書かれていることと、現実が異なるのでお聞きいたします。

ア、新しい搬入路は必要としない、について。基本的条件6の経済性の6-1建設コストでは、新たな搬入道路整備の必要はないとあります。また、3、利便性の3-3搬入車両の通行では2車線以上の道路に面している。これは県道308号線の内田ヶ谷鴻巣線です。さらに3-4交通渋滞の防止では県道77号、313号、国道17号これらが県道内田ヶ谷鴻巣線と接続しており、さらに市道を使用することで車両の分散が図れるとしています。しかし、現在、主要道路鴻巣羽生線からの搬入搬出路が新設されることになっています。どのような経緯と判断があったのか伺います。

イ、盛土とハザードマップの読み取り方について。竹田議員からも質問がありましたが、これもカルテでは、4、環境への影響、4-4災害の影響では荒川は浸水深2メートル以内または2メートルから5メートル未満、利根川は2メートルから5メートル未満となっています。今回の西日本大雨災害では、まさにハザードマップに示されたとおりの浸水被害となったと報道がありました。また災害

が起きた場合、ごみ処理施設はフル稼働を余儀なくされます。したがってごみ処理場が浸水しているなんていうことはあってはならないわけです。盛土の高さは施設の生命線にもなると考えますが、組合の見解をお伺いしたいと思います。道路の高さまでというようなお話もありましたが、道路の高さでは、道路が浸水、冠水してないと言いますが、実際には先の台風の時も大雨の時もひたひた状態のところまで来ておりますので、道路以上の高さが必要なのではないかと思います。一体何メートルというところを想定しているのか伺いたいと思います。

(2) 地盤整備について。ア、20メートル下の砂礫層は支持層となり得るのか。竹田議員の質問に対し、砂礫層は繋がっているとしていました。しかし、コンサルタントとの会話に支持層は深い所にある、地盤改良が想定される、とあります。カルテでは地盤条件は標準例と同程度と考えられるとなっておりますが、ここが21番のところなのですが、23番の常光地区のカルテにはなぜか支持層はGL-30メートル以深と想定され、地盤条件は標準例よりも厳しいと考えられる、という記載が見られます。なぜ21番についてはこういった記載はなかったのか。そして、ごみ処理場という重量のある建設を行うに当たっては、埼玉の地質・鴻巣地域など学術的な調査が過去に行われているので参考にすべきであると、候補地近くの出身である有識者がおっしゃられていました。今となっては遅きに失するところではありますが、であるならばボーリング調査を5箇所行っていますので、20メートル以上下にあるという砂礫層、そして次のイでお聞きする岩盤層は何メートル下にあるのかお答えください。地質調査業務は28年度中に終わっているはずでございます。成果品が届いていると思いますので当然分析もされていると思うので、お示しください。

(3) 排水路の計画について。地域の方々や3市の皆様への説明会において必ずこの排水問題が指摘されています。そして改修を望まれています。候補地は堰の改修を行っても、豪雨の際には、まだ不安が残っているところであることが非常に残念でなりません。しかし、これは地域要望のみならず、この地で組合がごみの処理施設を建設し、将来にわたって業務を進めるためには、排水路の整備は必須要件であり、本体業務を支える重要事項であると認識をしています。地域の方々もその意味で強く指摘しているのではないのでしょうか。そこで、アといた

しまして、地域要望の1番は排水路整備ではないか。どのように捉えているのでしょうか。施設の周りだけ改善できるわけではないので、大変困難が伴いますが排水路整備の計画はどのようになっていますか。イ、実際の検討は進められているのか、お尋ねをいたします。

件名2といたしまして、新たな搬入出路についてお尋ねをいたします。(1) 起点と終点と経路について。これまで示されているものとの変更はあるのか。施設整備基本計画やそれに沿って開催された説明会に示されていますが、経路が変更されたように聞いていますが、こういった経緯なのでしょうか。

(2) 道路幅について。8メートル幅の道路が示されていますが、基盤は何メートルになりますか。今年の4月24日に開催された第5回ごみ処理施設運営協議会に搬出入路標準横断図が示されていました。道路になる土地は購入することになるようですのでお示してください。

(3) 予算について。概算、現状での概算と資金計画はいかがでしょうか。道路については、農振除外の必要はないということでありますので、早くから手続きも進めていくことが可能だと思います。そういう意味では予算については検討されていると思いますのでお答えください。以上よろしく願いいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、1、建設候補地についての(1)、ア、新しい搬入路は必要としないについて、お答えします。このたび本組合で整備する搬出入路につきましては、地元からの要望を受け、新ごみ処理施設建設に伴う建設予定地周辺の県道及び郷地橋の渋滞緩和を目的として整備するものでございます。候補地決定後の平成28年10月17日付けで地元懇談会から組合に提出された新たなごみ処理施設建設に当たっての要望書を受けまして、平成29年2月16日付けで整備する旨の回答を行っていることから、建設予定地の評価に影響を及ぼすものではないと認識しております。

次に、イ、盛土とハザードマップの読み取り方について、でございますが、鴻巣市の洪水ハザードマップによると、利根川が氾濫した場合の建設予定地の浸水

深は、2メートル以上5メートル未満と想定されております。ご質問の盛土の高さについては、河川が氾濫した場合に想定される浸水深で決まるものではなく、一般的には接する道路との高低差により決まるものと理解しております。今後、事業が進む中で決定されますが、5メートルの高さは信号機の高さとほぼ同じでございますので、現実的ではないと考えております。また、新ごみ処理施設の浸水対策としては、平成29年2月に本組合で策定した施設整備基本計画では、プラットフォームを2階に設置することや、地下及び1階には重要機器類を設置しないことなどを基本としておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に(2)、ア、20メートル下の砂礫層は支持層となり得るのか、及び、イ、岩盤層は何メートル下にあるのか、については関連がございますので一括してお答えいたします。建設予定地における地層構成並びに各層の物理、力学的性質を把握し、設計、施工上に必要な基礎資料を得ることを目的として、平成28年度に地質調査を行っております。調査報告では、砂礫層を支持地盤とすることが提案されておりますが、支持地盤の選定に当たっては、構造の規模、設計荷重等により決定されるものであることから、今後設計の段階で決定するものと認識しております。また、岩盤層については、調査報告書の中に表記がなかったことから業者に確認したところ、秩父方面では比較的上層部に岩盤層が見受けられるものの、この周辺では上層部で確認できないとのことでした。

次に(3)、ア、地域要望の1番は排水路整備ではないか、及び、イ、検討は進められているのか、については関連がございますので一括してお答えいたします。地元から要望のあった道路や水路などの周辺環境整備につきましては、組合で整備する箇所と、組合で関係機関に要望して整備していただく箇所に分けております。組合で整備する箇所については、地元協議会及び構成市と引き続き協議を行い、施設稼働に合わせて整備すべき箇所から計画的に進めてまいります。

次に、2、新たな搬入出路についての(1)起点と終点の経路について、これまでに示されているものとの変更はあるのか、についてお答えいたします。起点及び終点については、施設整備基本計画と変更はありませんが、経路については、計画線上に、東京電力が管理する送電線の鉄塔があり、道路整備に当たっての留意点について確認したところ、鉄塔の基礎部から20メートルの離隔を確保する

こととの指示がございました。そこで、道路管理者と協議し、地元の意見をお聴きした上で、送電線の鉄塔に影響のない経路に変更したものでございます。

次に、(2) 道路幅員について、8メートル幅が示されているが、基盤は何メートルか、についてでございますが、のり面を含めた道路幅員は、道路沿いに水路があるか否かで変わりますが、9メートルから10メートルを予定しております。また、道路の高さについては、設計業務の中で協議する予定でございます。

次に、(3) 予算について、概算、現状での資金計画はいかがか、についてでございますが、搬出入路の工事費用としましては、測量設計費用及び用地買収費、工事費等を考えております。概算費用については、来年度、測量設計業務委託を予定しておりますので、平成31年度当初予算案の中でお示しできるものと考えております。また、用地買収費及び工事費については、平成32年度には判明する見込みでございます。なお、整備費に係る財源につきましては、組合債及び一般財源等を想定しております。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質問ありますか。————— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 1回目のご答弁ありがとうございました。一通りお答えいただきましたので、2回目をさせていただきます。

候補地のカルテについてでございますが、アの新しい搬入路は必要としないということを書いてあったことについてですが、21番の場所と52番の候補地の経済性、建設コスト等を比較しますと、道路新設によって道路を新設するという事は△、1点にしかないんですね。現在の候補地は3点、この部分でいただいているんですが、1点になってしまうんですよ。つまり65点から62点になってしまうというくらい道路の新設は大きな要素を持っているんです。地域要望に沿ってということの後付けになっていきますけど、地域の要望に応えることに決めたのは組合なんですね。要望は要望で上がってきます。なるべくお答えしようというのは十分その姿勢は理解できますが、決定を下したのは組合であるということをもっと御自覚いただきたいと思います。組合にとって必要だから作るということです。つまり逆に言えば評価点を落として、建設コストを釣り上げて作る、構造的に作れるとの判断を下したということになるわけです。平成27年2月に候補地を選定して、9月24日の地域説明会には新設道路建設が示され、

また平成27年12月5日の笠原公民館の地元説明会で図面が出ています。地域にお答えする、お答えしたいという姿勢は十分このことで理解できますが、事の大きさを組合としてもっと自覚すべきとしっかり指摘をさせていただきます。それでアについては、お答えは結構ですが、イの盛土とハザードマップの読み取り方について、お答えもいただきましたが、5メートルも盛土は現実的でないということですが、また、施設の重要機器や機材を2階に設置するというをおっしゃられています。ということは、浸水の可能性があり得るという判断と解します。昨年も道路ひたひた状態でしたから、道路よりも高くなると考えられますが、盛土は最低でもどのくらいの高さが必要と考えているのでしょうか。業者任せではなく、組合として必要な高さを把握できていなければ、業者のプランをきちんと評価することができないじゃないですか。道路の高さまでなんだということなんでしょうか、道路の高さよりも少し高くするんだということになるのでしょうか。どのくらいのメーター数になるのか、お分かりになるのでしょうか。お答えください。

(2)の地盤整備についての支持層と岩盤層についてもそうですが、岩盤層は上層部にはない。コンサルに調査をかけて、岩盤層について標記がなかったって言うんですね。ということは何メートルまで調べたんでしょうかね。その上層部にはないということですが、上層部と言うのは一体何メートル下までを上層部と言うのかということですね。この調べた範囲にはなかったということが明らかになりました。地盤改良をすれば盛土以前に行くことになるのではないのでしょうか。昔はあそこの地域は、葦などが大変茂りやすく、その上に水が出て土砂が堆積し、それが繰り返されてきたと考えられています。そしてとても柔らかい土地との認識だそうです。先ほどご紹介いたしました有識者の方がおっしゃっていました。施設には発電を行いますので、発電によるタービンの振動を勘案しましても、ここの土地整備は標準例と同程度では済まされないと考えております。先にマンション建設でも支持層に届かない杭打ちで傾いた例がありました。岩盤層はまず有るのか無いのか。平成28年度に地質調査業務として予算額は1,200万円でしたが、受けたところは、351万円でした。アーバンソイルリサーチというさいたま市の業者が18者の中から獲得して調査を行っていますので、

結果についてももう少し詳しくお示してください。

(3) 排水路の計画についてです。これも地域要望としているわけですが、先ほど竹田議員の方でちょっとお話がありましたが、地域要望と言われている中で温水施設の建設が11億から12億円というような数字が出たそうですが、余熱利用として出されたものであって、排水路の整備の方が強い要望として記録されていると私は思っております。排水路整備に関してはごみ処理施設が将来に渡り安全に機能するためにも、周辺整備として、これは組合として絶対に取り組みなければならないものではないかという認識に立ってお聞きをしております。ですからこれまで説明いただいているやり方をお聞きしているのではなくて、何が課題であるのか。水は低い方向に流れますから、どこまでの改修が必要となるのか検討していますか。関係機関と言われるところはどこになるのでしょうか。そしてそこといつどのような話し合いをもったのでしょうか、お答えください。

また、想定できる改修費用と組合負担は、こちらの都合で改修する場合はどうなんでしょうか。全額負担になってくるのか。そういった話し合いを行っているのかをお聞きしたいと思います。また、道路の方はお答えの中で金額がやはり出てきませんでしたけれども、水路にあってはこの後大きさにもよるんでしょうけれども100メートル当たり550万とかいう数字も出ているようでございます。そういったことを考えますと、真剣に取り組んで水が出ない地域にして差し上げるということが、そのことが組合にとって大変利のあることだということを認識した上で進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

件名2の新たな搬入出路につきましてお尋ねをさせていただきました。また、どうしてそうやって変更するんですか、というようなことで大変もうなんかこう、腹立たしい思いをしております。高圧線の鉄塔を避けたということでしたが、関係する機関との相談なり打診なりを行っていない結果ではないですか。要望を聞き取った上で精査し実施に際して、十分検討し示していかないと、信頼性は全くと言っていいほど失われてしまいます。一度示したものを変更するときは、改善が前提です。なんですか、これで改善だということになるんですか。留意点や基準に合致しなかったなどと言うのは単なるミスじゃないんですか。地域の要望を受けて、それを形にしたのは組合ですよ。形にする前によく精査をし、地域の要

望でも全部100%受けられる受けられないがあると思います。そういう中で検討して、間違いのないものを示して行かないと、土地がらみですからね、これは。大変なことなんです。今後の事業展開に大変不安を感じます。よく反省していただきたいと思います。改善したという形になるんでしょうけれども、単なるミスだと私は今指摘させていただきます。

2番の(2)道路幅についてですが、そこ台形の形で道路が出来上がって、横断図で見ると、出来上がるんだと思いますが、下が9メートルから10メートルということで高さは設計の中で決めるということで、またわからないんですね。では、買収する面積はどのくらいになりますか。道路の長さが決まっておりますので、幅が10メートルとして計算していただければどれくらいになるのか。そして当然鑑定士による評価があると思いますが、候補地と同額のようになるのでしょうか。盛土はそして何メートルという、要するに施設の高さと最後は同程度になってくるんだと思いますので、道路の場合は杭を打つわけじゃないと思うんですね、ですので相当しっかりと固めておかないと崩れるようなことがあってはいけませんので、面積を出していただく、できれば体積なども把握してしっかりと計画を立てていただきたいと思いますが、どのようになっていますか。まず面積をお示してください。それと土地の購入に当たっての評価額はどのようになってしまうのか。そして予算ですけれども、来年度、当初予算でわかるということですから、もうすでにおよそのところは把握されているんだと思います。用地については平成32年度だということですが、これを組合債、また一般財源であるということですが、いずれにしてもこれも先送りで不明瞭であります。私は概算を聞いてるんです。正確な数字を示せと言っているわけではないんですね。それから先ほど申しましたけど、水路改修は100メートルで550万円というように、およその目安があるようなんですが、道路新設についても買収であるとか、盛土をしない場合はざっくりとした目安があると思うんですね。当然道路を専門にしている各構成市の担当者がいますから、そこでお尋ねがあれば出てくると思うんです。それはやったのか、やらないのかまず確認をさせてください。財源はある意味起債頼みにならざるを得ないということだと思いますが、起債もいくらでもできるわけではありません。青天井じゃないんですよ。起債はそして子ども

達に引き継ぐこととなります。先ほど返済期間15年というのがありましたけれども、今度有権者18歳になりましたけど、その方達が15年間見ていくというような、そういう形を考えますと、この返済が始まる頃の各構成自治体の財政状況、人口の内訳、生産人口がどのくらいなんだとか、そういうのを考えるとやはり限度額というのがあると思います。また本体を作るのが主目的でありますので、それに関する起債、一般財源ありますので、それ以外に起債をして行くわけ、一般財源を出して行くということですから、それぞれ構成市の限度と思われる額はあるはずなんです。ただ必要な施設ですから出さなきゃならない、ということがあるので、予算についてはしっかりと計画を立てて、できる限り正確にお願いしたいと思うんですけれども、そしてまた新施設の建設の基金についての積立は全部各構成市で行っていますので、そこにも影響があります。ですので概算がなければいわゆる積立金の目標額も決まらないということが言えるわけなので、その限度額というのをどのくらいに考えているのかお示してください。

以上、よろしくお願ひいたします。大変非常に大きな事業でありますし、長期に渡る事業ですので、やはり疑問は残しておきたくないという観点からお尋ねしておりますのでよろしくお願ひいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。———— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 それでは、再質問にお答えします。

はじめに、盛土は何メートルを考えているのか。についてでございますが、平成31年度に建設予定地の造成について測量設計業務委託の発注としております。その中で分かるものと考えております。一般的には道路より多少高い部分の盛土になると思っておりますが、これはまた測量設計業務の中で確定するというところでございます。

次に、支持層はどこにするのか。についてでございますが、先ほど答弁したとおり、支持地盤の選定にあつては、構造の規模、設計荷重等により決定されるものであることから、今後、設計の段階で決定するものと認識しております。

次に、排水路整備関係機関との話し合いはどこまで進んでいるのか、についてでございますが、事前相談は既に行っておりますが、整備に関する具体的な協議は今後行っていく予定でございます。

次に、搬出入路について、事前に関係機関に打診や相談をしなかったのかについて、でございますが、施設整備基本計画で掲載したルートは、地元懇談会から提出された新たなごみ処理施設に当たっての要望書を受けまして、大まかな経路として掲載していたものでございます。ですので関係機関との事前調査は実施しておりませんでした。今後費用等を確定してまいります。

次に、搬出入路の全体の面積について、でございますが、延長が約1,730メートル、幅員は8メートルとすると、面積は約13,840平方メートルとなります。評価価格については、今後調整区域の道路でございますので、その辺は今後評価をしてまいります。

次に、組合債の発行限度について、でございますが、地方自治法第230条第2項で、地方債を起す場合は、予算で限度額を定めなければならないことから、限度額については、当初予算案の中でお示しさせていただきます。地方債につきましては、実質公債比率ですとか、将来負担比率で各市の分担でその比率が算定されますけれども、鴻巣市の方の財政担当に聞いてみますと、それほど実質公債費率や将来負担比率が増えるものではないということで確認しておりますので、ある程度限られた財源でこの事業を行ってまいりますので、地方債出来るものについてはある程度地方債で賄って行きたいということで、限度額についてはまだ今後の予算の中でお示しさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○坂本 晃議長 答弁漏れありますか。 ———— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 砂礫層のところと岩盤の層のところなんですが、上層部と言うところが何メートルまでを上層部と言うのかというのをどのように把握されているのか、お答えいただきたい。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。 ———— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 上層部については通常20メートル程度と思っておりますが、50メートル以上試掘をすれば岩盤層がでる可能性もありますけれどもその辺はまだ確認はされておられません。

○坂本 晃議長 次に、4番 細谷美恵子議員の発言を許します。

————— 4番 細谷美恵子議員。

[4 番 細谷美恵子議員 登壇]

○ 4 番 細谷美恵子議員 4 番細谷美恵子でございます。通告してありますので、通告に従って質問をしてまいります。

現在、組合の管理者からの諮問により、新施設建設等検討委員会が設置され、そこで余熱を利用した温浴施設などを建設するための検討がされています。私はこの委員会を毎回傍聴しておりますが、その検討内容が、余熱の利用つまり余った熱の利用という本来の趣旨からかけ離れ、独り歩きし始めているように感じます。そもそも、平成 29 年 2 月の組合施設整備基本計画では 80 ページに載っておりますけれども、エネルギー利用の基本方針として、1、発生エネルギーを最大限発電に利用し熱回収施設で利用する。2、それでも余ったエネルギーは売電する。3 つ目として、余ったエネルギーとはしておりませんが、余熱利用施設に供給する。としています。この余熱利用施設に供給するというのは、基本計画にはこのような経緯、理由からと説明されています。そこを読ませていただきます。

今回、新ごみ処理施設の整備に当たっては、地元住民から新ごみ処理施設と併せて地元還元施設として、余熱利用施設の設置を望む声が多く上がっています。このような声を受け、本組合では周辺住民の心理的な負担をできるだけ軽減することが不可欠であるとの考えから余熱利用施設を整備します、というふうになってあります。しかし、現在話し合われている内容はこのような地元還元、地元慰謝のための施設という意味合いから大きくかけ離れ、競合施設を意識した施設整備内容の積み上げが既定路線となっているように見受けられます。本来の趣旨は何だったのでしょうか。余ったエネルギーを利用するために施設を作るのではなかったのでしょうか。そして地元の方々の地元還元の要望に応えるものだったのではないのでしょうか。それが現在の検討委員会では、近隣からの来客も含め年間 17 万人の集客を見込み、魅力ある機能を持つ温浴施設を建設するため、11 億円強の施設を建設するようになって来ています。3 市で環境資源組合の事業として行うのはごみの処理事業であって、温泉事業ではありません。規模が大きくなればなるほど、建設費のみならず、今後数十年に渡る管理運営費も増大し、行政負担も増大すると懸念いたします。資料にも示されているとおり、多くのところで運営に四苦八苦している中で、ごみの処理が本来の事業であるこの組合に、このよ

うな大きな温泉事業が盛り込まれることは本末転倒と言わざるを得ません。そこで1つずつ伺って参ります。

1番目として余熱利用施設を建設する本来の目的はどのようなものであったでしょうか。答弁を願います。目的が不明瞭になってきているように考えます。明確な目的を示していただきたいと考えます。

2つ目として、地元還元の内容として避難所機能、集会所機能を持たせるというのは、地元の行政ここで言えば鴻巣市の仕事ではないでしょうか。3市の組合での仕事ではないと考えますがいかがでしょうか。これについてご答弁を願いたいと思います。余熱利用施設を建設する基本方針として挙げている内容に、周辺住民に親しまれ、地元活性化に寄与する施設として、地元活性化に寄与しますとしていますが、それについて避難所機能、集会所機能これを持たせるのか、持たせるとすればこれは地元の行政の仕事ではないかというふうに考えますが、このあたり答弁を願います。

3つ目といたしまして、構成市民の福祉の増進を図ることのできる施設として、基本方針でうたっておりまして、行田市民、北本市民にも年齢や障がいの有無に関わらず福祉の増進に寄与することができるとありますが、具体的にはどのように寄与ができるのか教えていただきたいと思います。この施設ができなければ行田市民、北本市民の健康増進が図れないとは考えません。高齢者など、交通手段もなく、しかも遠く、ほとんど利用できない施設になると予測します。答弁をよろしくお願いいたします。

4つ目といたしまして、民設民営または鴻巣市単独でという可能性はありますか。答弁を願います。この新施設検討委員会では税金を使わずにやっていけるんだという説明がありました。収支で年間5,000万円の収益があがるというふうに試算します、というふうに説明がありました。であるならば、鴻巣市単独、または民間こぞって参入したいような魅力ある計画になるというふうに考えますが、そのあたりはどのようなふうに考えていますか。答弁を願います。

最後に5つ目といたしまして、組合はごみの焼却処理事業をやるのであって、温泉事業を展開するための組合ではないと考えますが、どうお考えになりますか。答弁を願います。最近できたごみ処理施設の余熱利用施設でも、建設費が3億円

程度の温浴施設があります。それに比べるとかなり大規模な計画をされているというふうに見受けませんが、いかがでしょうか。以上5つそれぞれご答弁を願いたいと思います。私の1回目の質問とさせていただきます。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 ご質問の1の(1)余熱利用施設を建設する本来の目的はどういうものであったか、についてですが、平成28年7月27日付けで新施設建設等検討委員会に対し、施設整備基本計画の策定等について諮問を行い、平成29年1月27日付けで委員長より答申書が提出されております。答申書では、既にご案内のとおり、1として施設整備に係る基本方針について、2、整備する施設の種類及び規模について、3、ごみ処理方式について、4、公害防止に係る基準値について、5、環境学習機能についてなど、5つの意見が付されております。

整備する施設の種類及び規模については、整備する施設の種類の種類は、熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設、ストックヤード及び余熱利用施設とし、その規模も計画に示しているが、整備に際しては今後も引き続き人口動態及びごみ量の変化などに留意すること。また、余熱利用施設の整備の在り方については、周辺住民の理解や構成市の市民の福祉の増進等の観点から十分検討すること。などのご意見をいただきました。こうしたことから、平成30年2月13日に、改めて新施設建設等検討委員会を組織し、可燃ごみの処理に伴って発生するエネルギーを最大限発電に利用することを前提とした上で、地域の状況や立地条件、法規制等を十分把握し、地域還元性、経済性、社会的ニーズ等を踏まえ、また、周辺住民の理解、構成市民の福祉の増進を図ることができる余熱利用施設を整備するため、整備する施設内容、施設規模及び発注方法などの余熱利用施設整備方針について、同日付けで諮問を行ったものでございます。現在、検討委員会において、様々な意見や議論が交わされているものと存じますが、今後、本組合に最も適した整備方針をご提案いただけるものと理解しております。なお、他の質問につきましては、事務局長から答弁を申し上げます。

○坂本 晃議長 ——— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、1、余熱利用施設についての(2)地元還元の内容として、①避難所機能、②集会所機能を、持たせる等は地元の行政鴻巣市の仕事ではないか、3市組合での仕事ではないと考えるがどうか、についてお答えします。現在、新施設建設等検討委員会において、余熱利用施設の整備内容や施設規模などについて検討いただいておりますが、その他の機能として、災害発生時における一時的な避難場所としての機能を提案させていただいております。これは、他の地方公共団体の施設と同様に、災害発生時には地元住民に限らず、広域的に利用できる施設機能を想定しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、(3)構成市民の福祉の増進を図ることのできる施設として、行田市民、北本市民にも年齢や障がいの有無に関わらず福祉の増進に寄与することができるが具体的には、についてでございますが、余熱利用施設については、温浴施設をメインとして、構成市民の心身の疲労回復やストレス解消などを図るため、多様な温浴施設として、子どもから高齢者など世代間の交流や、構成市民の交流が図れるような施設機能を検討しております。

次に、(4)民設民営または鴻巣市単独でということの可能性はあるか、についてでございますが、民設民営などの事業方式につきましては、民間の参入意向などの市場の動向や、事業方式ごとの財政負担の軽減率等を試算した上で、今後、本組合に最も適した事業方式を検討して参ります。また、平成29年2月に本組合で策定した施設整備基本計画では、余熱利用施設は本組合で整備する施設となっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、(5)組合はごみの焼却事業をやるのであり、温泉事業を展開するための組合ではないと考えるがどうか、についてでございますが、本組合で整備する熱回収施設は、国の循環型社会形成推進交付金制度における交付率2分の1の対象施設であるエネルギー回収型廃棄物処理施設と位置づけております。国では、交付金交付率を2分の1の適用条件として、施設規模に準じたエネルギー回収率を定めております。エネルギー回収率は、発電効率と熱回収率を合算したものであり、確実に国の交付金2分の1を交付してもらうためには、発電だけでは不十分であり、余熱利用施設での熱利用を含めることで要件が満たされることから整

備するものでございます。また、ごみ処理施設の建設と同時に余熱利用施設への熱供給が可能な場合に限るとの条件があるため、完成時期についても同時にする必要がございます。以上でございます。

○坂本 晃議長 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしますのでご了承願います。

再質問ありますか。———— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 それぞれご答弁ありがとうございました。1つずつ再質問をさせていただきます。

まず管理者の方から答弁いただいたんですけれども、目的、私不明瞭になっているので、明確にお答えいただきたかったのですが、経緯の説明があったと思うんです。目的は一体何だったのかというのがはっきりしなかったというふうに思います。目的はそもそもこの29年2月の整備基本計画にある私が先ほど抜粋いたしましたところに書かれていることだったのではないかと思いますがいかがでしょうか。地元の皆様からのご希望、そして地元還元施設としてということでありまして、地元還元施設として作ろうということだったのではないのでしょうか。このあたりもう一度お願いいたします。

2つ目としまして、2番目、先ほどの答弁ですとですね、避難所機能を持たせたいんだということで、それはどこでももちろん災害の時にはですね、公的施設に関わらず、大企業もですね、オープンにするっていうのは当然のことですけれども、集会所としての機能を持ちたいんだというようなことが委員会で私、ちょっと耳にしたと思うんですけど、このあたり集会所としての機能は持たせますか、答弁を願います。

3つ目ですけれども、行田、北本両市にはすでに民間の温浴施設が2つずつあるわけであります。行田市に限って言えばそれ以外にですね、やすらぎの里、永寿荘、南河原荘等ありまして、高齢者の方々がお風呂に入ったり、カラオケをしたり、そういう施設を行田市独自で整備して持っております。ですからこの施設を作ったら本当に高齢者の方や障害者の方、それ以外の方もですね、鴻巣市の安養寺にできたその余熱利用施設を利用して健康福祉に寄与するというのはなかなか考えにくい。なぜかと言いますと、高齢者の交通の便、足の便、どのようにさ

れますか、そういうことを具体的に伺いたいのでありましてですね、美辞麗句を伺いたいわけではありません。その点をよろしくもう一度お願いいたします。今回の施設検討委員会の説明によりますと、予想されているこの余熱利用施設の規模が延べ床面積2,100平米というふうにあります、行田市、北本市の民間施設を凌ぐ大きさの施設を予定しているということで、民業の圧迫にもなりかねないということですね、3市の行政がやるということになるのでしょうか。そのあたりですね、この規模ですね、3市も使えるようにということで大きなものを作っているというふうには思えないんですけれども、3市近隣と競争にも勝てるようにというようなことがあるので、こういうような2,100平米というような大きさになってくるんだと思うんですけれども、具体的に行田市、北本市の高齢者そして障害のある方、そしてそれ以外の両市の市民の方々に具体的にどのように寄与をするのか、簡単に言えばどのように温泉に行ったらいいんですか、温浴施設に行ったらいいんですか、そういうことについてお答えいただきたいと思います。

4つ目としまして、先ほど私も言いましたけれども、委員会の説明によりますと税金は使わなくても大丈夫なんです、5,000万円の収益があります、毎年ありますというような予測、推測がありました。であればですね、民設民営または鴻巣市単独というのも十分あり得るのかなというふうに思います。なぜならばですね、鴻巣の方々は温浴施設に入ることができますが、北本市、行田市の方々はなかなか入れません。そういう意味では鴻巣市単独でやった方が、すんなり行くのかなというふうに思います。もう1つですね、事業方式、本体の方はDBOということは、もうだいぶ前にその方針でってなっていますけれども、私もちょっと読ませていただくと、プラントメーカーに温浴施設をやりますか、と聞くと皆さん消極的だったんですよね。ゼネコンがやる仕事だからということで消極的な業者がいたと。では、ゼネコンにアンケート取ってますか、やりますか。もしやるって言う企業が無ければですね、公設公営になってくるのでしょうか。そのあたりも非常に懸念される場所なんですけれども、規模も大きい、そして公設公営になれば大変なことになって、素人の組合がそんな事業やれるとは思えませんので、このあたりですね、プラントメーカーにアンケートは取ったようですが、

ゼネコンにアンケートは取ったのでしょうか。取らないとしたらなぜなのでしょう。もし結果、誰も手を挙げないとなったら、公設公営になるのでしょうか。早い段階の市場調査、参入意向の調査っていうのが必要かと思いますが、このあたり答弁を願いたいと思います。

それから施設の建屋の建設については、組合で整備する施設となっているとおっしゃいますけれども、これは予算の裏付けがないので計画ということだと思います。予算としてまだ裏付けはされていないというふうに、私は理解しています。

5つ目なんですけれども、これが究極私の今回の質問の主旨なんでありますが、組合の仕事っていうのは、ごみの処理事業だということをもう1回確認をしたいという意味で再質問をします。いわゆる熱回収施設の交付金を3分の1、2分の1とありますけれども、より2分の1交付金をいただきたいということで頑張っているということはわかりますけれども、そのために余熱利用施設を建設するんだと、循環型社会ということですね。でもその余熱利用施設の規模や豪華さ、そういうものは査定の対象になるのでしょうか。私は、それは調べた限りはどこにも出てこないんですけれども、もしそういうことがあるのであれば教えていただきたいんですが、余熱を温泉として使ってますよという、その事実があればいいんじゃないかと思うのですが、それが例えば延べ床面積が何千平米以上だとかかっていうのがあれば、そして集客数がどれだけなくってはいけないとかそういうのがあれば教えていただきたい。それはないと思います。余熱利用施設を作ればいい。そういう意味では、熱回収率というような要件にあてはまってくるんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。そして、頂いたそれぞれの施設の運営状況を見させていただきますと、結構行政の負担金というのがありますよね。それで施設ABCっていうふうな形でなっていますけれども、施設の規模が大きくなればなるほど行政の負担というのが増えてます。頂いた資料の中で1番小さい2億9,000万円で建物を作ったところなどは、行政の負担金が300万円で済んでいるってことを考えた時に、なぜ大きくして、その採算を取ってやっていける自信があるのか私はわかりません。なぜならば、民間企業でやっている温泉事業も今は結構大変だということを私は漏れ聞いております。もちろんこの余熱を利用した、温水施設もやらないというところもありますし、老人施

設に変わったという話もあるのを聞いておりますので、そういう中でやっていけるのか。大きくすればするほど負担が大きくなるということは、どのようにお考えになっているのか。本来の目的と併せてこの今の管理者からは今答申を受けるのを待っているんだと、答申するのを待っているんだということなんですけれども、その前の段階で次にはもうどんどん話が決まってしまうと思いますので、そこも含めて答申が出ればそれが既定路線になってしまうというような感じがありますので伺っているわけでありまして。組合の仕事というのはごみの処理事業であって、温泉事業ではないということはどうでしょうか。それも併せて再質問をさせていただきます。よろしく答弁お願いいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 管理者。

○原口和久管理者 それでは、再質問にお答えいたします。

まず、このごみ焼却施設、当然ごみを焼却する施設になります。ただ議員が言われている中でですね、この施設バラ色の施設ではないんです。地元の皆さんの本当に暖かいご理解が必要でございます。すでにこの候補地が予定されてから、鴻巣市民、それから当然この組合の職員もしっかりと地域の皆さんのご協力をいただき、ようやくこの地元の合意ができたわけでございます。これにつきまして今後しっかりと地域の皆さんの同意、あるいは合意っていうものが必要だということ認識をしていただければなというふうに思います。なによりこの温浴施設につきましても、地元の還元施設、私もやむを得ないというふうに思っております。当然華美な施設ではない、これは当然皆さんにも申し上げさせていただいておりますけれども、そういう中でこの温浴施設につきまして、当然地元の還元施設のみならず、3地域の地域住民の福祉向上のための施設、これも併せての目的でございます。これはしっかりと理解をしていかないと、組合で建設するわけでございますので、3地域の組合の皆さん、住民の皆さんのご理解をいただくことが何よりも重要でございます。ですから目的につきましては以上申し上げた通りでございます。

○坂本 晃議長 次に、——— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 それでは引き続き私の方から答弁をさせていただきます。

まず集会所機能は考えていないのか。とのご質問がございました。それについ

ては、集会所機能は考えておりませんので、ここではっきりと申し上げたいと考えております。

次に、行田市民、北本市民にどのように寄与するのか。というご質問だったと思いますけれども、余熱利用施設の具体的な施設内容については、現在、新施設建設等検討委員会で検討しているところでございます。構成市民の皆様が利用しやすい施設となるよう、利便性などの施策について、今後も検討委員会また、構成3市と協議して参りたいというふうに考えております。

続きまして、民設民営などの検討はしないのかというお話だったと思いますけれども、民設民営などの事業方式については、次回以降の新施設建設等検討委員会においても検討する予定となっております。余熱利用施設の規模についてというご質問もございました。私どもも、先ほど11億円とか12億円というのは仮の金額が出てるだけでありまして、まだどの程度の規模ということも検討委員会でも正式にはもんでおりません。私としては、大規模な施設とならないように、構成市の財政状況もいろいろ異なっておりますし、費用対効果も考慮しながら、引き続き経費の節減に努めていきながら、余熱利用施設の答申を受けそれで決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ————— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 答弁いただかなかったところが2箇所ありますので、答弁を願います。

3つ目のところなんですけれども、具体的にどのように寄与できますか。例えば、行田市、北本市の高齢者が交通の便、ない中で例えば車に乗れない方、お年寄りでなくてもありますけれども、どうやってその安養寺の場所に行けるんですか。具体的に例えば交通の便教えてくださいというふうに言ったつもりなんですけれども、それが1つ。

それからもう一つ、4番の方でプラントメーカーには本体の事業の時には参入意向アンケート取ってますけれども、余熱利用施設について例えばゼネコンに早い段階で参入意向のアンケートとかは取らないんですかということ伺ってますので、お願いいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。———— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 先ほど、行田の市民の方あるいは北本の市民の交通の便という事なんですけれども、この辺についても今後検討していきたいというふうに考えております。なかなか高崎線とか秩父線という限られた鉄道網しかありませんので、その辺はコミュニティバス、あるいは他の交通網がある程度活用できないか、これも含めて検討していきたいというふうに考えております。

ゼネコンにもアンケート取らないのか、これについても今後検討はしていきたいというふうに考えております。以上です。

○坂本 晃議長 次に、阿部慎也議員の質問に入りますが、パネルの使用を許可しております。———— 8番 阿部慎也議員。

[8番 阿部慎也議員 登壇]

○8番 阿部慎也議員 それでは、議席番号8番鴻巣市の阿部慎也です。議長のお許しを頂き、これより一般質問を行います。

1、新施設建設候補地選定について。(1)種足地区土地改良事業の面整備における受益地については、平成26年当時知っていたとの事だが、去る5月29日組合議会臨時会において私の発言した平成27年1月14日関口メールの件がありますが、受益地外から受益地内に移動させた事の指摘に対して、北本市の岸議員は本来私に質問を振るべきところであったわけではありますが、事務局長に答弁を求められた。そしてその答弁内容は、私の不勉強さをあざ笑うかのようなものでありました。しかし、それがかえって私の調査意欲に火を付けたというふうに申し上げておきましょう。結局その後、その真相を探るべく種足地区の面整備事業について、加須市にございますさいたま農林振興センターに出向きました。そこで学習してきたことは、種足地区の面整備における土地改良事業と安養寺堰に係る線整備における土地改良事業はほぼ同時期に行われていたこと、一方の種足地区の面整備における土地改良事業の受益地である事実を平成26年当時知っていながら安養寺堰の線整備事業については知らなかったなんていうのは極めて疑わしいと言わざるを得ない、と言っておきましょう。安養寺堰に係る協定書も鴻巣市農政課からいただいております。まあそれを読めば一目瞭然なんですけどね。方向を変えて質問します。種足地区面整備における受益地ではない一団の土

地があります。そこは県道内田ヶ谷線を挟んだ、みずほ斎場の相向かいの場所です。これは加須農林でもらってきた資料です。ご覧いただけますか。これです。これ。この紫色のところは受益地です。そしてこの白抜きの部分は受益地ではありません。今回この一団の土地があることに気づき、あえて説明しやすいために53箇所の位置図ではなく、あえて52箇所の位置図を使ってお話し申し上げたい、質問したいとこのように思います。なぜならば、最新の評価であり52箇所中の36番としてその場所のカルテが提出されているからであります。36番、このちょっとおにぎりみたいな形したところね、これよく見てよ。質問者は地点番号36番を評価基準とパソコンの中間報告の資料とを重ね合わせて評価した結果、地点番号36番は現在の予定地と同点、もしくはそれを上回る結果になったことには驚きを隠せません。なぜ農林振興センターに平成26年6月19日に提出した位置図に、みずほ斎場相向かいの土地が入っていなかったのかお聞きしたいと思います。ここです。ここ。この三角、見えるかな。おにぎりみたいなところがそうだ。なぜ入っていなかったのかをお聞きします。よりによってC地点、つまり52箇所中の20番ははっきり言ってこのブルーで囲ったCというところ、このCというところはどうにも可能性の低い場所であるがゆえに平成26年6月19日に提出して以来、その存在すら忘れてしまっていたものであって、平成27年1月14日に新地点として位置図に掲載したことに間違いはないか伺っておきます。併せてその時点で第1候補地の地権者職員を、このいわゆる現在の候補地ここの地権者、当時の職員ですが鴻巣市職員副部長です。地権者をさいたま農林との折衝にあたらせたことは正しい行政手法と言えるのか、伺っておきます。

(2) 建設候補地53箇所の抽出はいつの時点から開始したのか。鴻巣行田北本環境資源組合熱回収施設等建設候補地選定支援業務委託は、履行期間平成26年8月11日から平成28年3月10日まで金額は712万8,000円で契約されたものであります。そこで腑に落ちないのは、本契約の約2ヶ月前からつまり平成26年6月19日の時点で本組合と鴻巣市はさいたま農林振興センターに対して、ここにしますという理由書、位置図、事業スケジュールを提出し、概要説明を行っています。ですからこの位置図を出しているんです。これは平成26

年、理由書の中ではこんなことも言ってますよ、農地の貸人が21人、借人が10人、認定農業者2名、相続税納税猶予者1人となっていることを具体的に説明しています。これはどの場所を指してのことか答弁願いたい。まあここでしかないんだけどね。また、位置図については、A B C D 4箇所を示して候補地Aは、この理由書の中でAは、第1種農地ですが、4候補地の中で農業生産基盤に与える影響等を考慮し3市の利便性を検討した結果、適地であると総合的に判断し、第1候補地とするものです、とはっきり結論づけています。そして最終的に本命である第1候補地つまり現在の予定地に決定した。これ予定どおりだ。パシコンに選定支援業務委託する約2ヶ月前から本命地を、本組合と鴻巣市は決めておきながらパシコンに業務委託をする必要が本当にあったのか伺います。53箇所の抽出は全くの無駄だったことは明白であります。パシコンはパシコンで平成26年8月11日から本命に落とし込むべく茶番のいかさまストーリーを作り上げ、本組合と鴻巣市の期待に応えるべくそれを実行したに過ぎない。712万8,000円の支出は市民に対する背任だ、金返せと言いたい。見解を伺います。

(3) 施設全体配置図について。ア、いつの時点で作成したのか。パシコンに伺いました。そして追加回答が返ってきました。4月27日組合全協において私は施設全体配置図はいつ作成したのかとパシコンの担当者に伺ったところ、どこの配置図かを確認、後日改めて回答するとのことでありました。そして5月2日に追加回答が返って参りました。平成27年3月上旬から中旬にかけて作成し、平成27年3月19日に組合に提出したとのことでした。パシコンから組合に送られたメールは、施設配置図再修正版の送付とありました。そうすると、都合3回施設配置図を作成したことになります。最初に出したもの、そして修正版、そして最後の再修正、都合3回出したことになります。その時期を追ってみますと1回目は平成26年11月5日農林へ提出したものであります。2回目は平成26年11月26日やはり農林にメール送信をしたものであります。その1回目と2回目、1回目がちょっと図面が出なくて持って来られなかった。そして2回目とほぼ形は同じ、これが2回目です。これが2回目に送った施設配置図。そうやってくるとね、そして3回目っていうのが最後に作ったのがこの配置図。これ、いいですか。そしてこのどちらもこの4隅の角が欠けている。この欠けているの

は、他の場所にそういうところがあるのかなと思って、いろいろ調べてみた。50メートルと40メートル四角形に欠けている。両方とも同じ、50メートル、40メートル、現予定地の現状にそっくりなんですよ。特にどこかの地点をということを書いたものではないとパソコンの担当者は発言していますが、こんな形の場所が他にあるんですかね。それは詭弁ですよ。先ほど金子議員が質問されておりましたが、搬入路の件、この平成26年の時にすでに搬入路はここに決まっていた。決まっていたんです。そして細谷議員がここに余熱利用施設、これもちょうど記載されております。あんまり盛土して高くすると近所の方自転車で行ってねここ、登りきらないですよ。押して上がるようになっちゃうからね、あんまり盛土しない方がいいと思う。その変わり水かぶっちゃうあそこは。結局この時点では既に当該予定地しか見ていなかったというふうに言えると思います。第4回検討委員会でこの用地が仮決定する2ヶ月前のことです。間違いありません。答弁願います。

イ、図中焼却施設とあるが何を意味するのか。一般的に現在の熱回収施設は焼却式と熔融式の2つに分けられます。私はかつて、これからの時代は高齢者に多様な分別を強いるのは好ましくないというふうに申し上げて参りました。最新のガス化熔融炉とりわけシャフト式が良いと思うんですよね。というふうに現管理者に申しましたところ、私もそう思ってるんですよ。と言って、意気投合して握手をしたことを今でもしっかりと覚えております。あれから何年たったことでしょうか。最近は何か焼却の文字がやたらと目立って参りました。大した意味は無いんですが、気になります。どうでしょう。焼却施設じゃなくて統一してごみ処理施設と言うことにしませんか。見解を伺います。

ウ、管理棟の位置は。平成26年10月15日第2回鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会では4番として、新施設に必要とされる面積として管理棟が記載されておりましたが、それ以来管理棟の文字を目にしません。組合事務局及び議場はどこに設置するのか伺って1回目の質問といたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、1、新施設建設候補地選定についての(1)種足地区土地改良事業の面整備における受益地については平成26年度当時知っていたとの事だが、についてお答えいたします。県央みずほ斎場の前の県道の反対側は、建設候補地の一つ、53箇所中の地点番号36鴻巣市境として選ばれ、熱回収施設等建設候補地選定支援業務の中で報告されております。これによると、必要とされる面積の確保、集団的な農地への影響、施設の位置、建設コストの項目で建設予定地より低い評価となっていることから、選定されなかったものでございます。

次に、(2)建設候補地53箇所の抽出はいつの時点から開始したのか、についてですが、平成30年4月27日に開催された全員協議会において配布いたしました4月16日付けパシフィックコンサルタンツ株式会社からの調査回答の18分の8ページでは、建設候補地の選定作業は、まず、平成26年12月22日に55箇所の候補地が示され、平成27年1月14日には51箇所、平成27年1月15日には53箇所、平成27年2月13日には52箇所が示され協議しております。具体的な候補地抽出作業は平成26年12月22日から始まったものと認識しております。

次に、(3)施設全体配置図についての、ア、いつの時点で作成したのか、についてですが、平成30年5月2日付けパシフィックコンサルタンツ株式会社から提出された追加回答によりますと、施設全体配置図は最終成果として平成27年3月19日に組合へ提出したと報告されております。これ以前にも作成された施設全体配置図を確認しておりますが、さいたま農林振興センターと農振除外に関する事前相談を行う際に、必要となる面積を明らかにする資料として作成されたものでございます。

次に、イ、図中焼却施設とあるが何を意味するものなのか、についてですが、施設全体配置図の図中の焼却施設は、ごみを燃焼、熔融等し、残さ又は熔融固形物に変換する施設でございます。なお、公益社団法人全国都市清掃会議発刊のごみ処理施設整備の計画・設計要領によるとごみ焼却施設とは、ストーカ式燃焼装置、流動床式燃焼装置、回転炉式燃焼装置を有するごみ焼却施設のほか、ガス化熔融施設・ガス化改質施設を含む。とされております。

次に、ウ、管理棟の位置、についてでございますが、施設全体配置図では管理

棟の位置を示してごさいませんが、平成28年2月に本組合で作成した広域処理に向けた基礎調査（広域化方針）において、管理棟については、ごみ処理施設と別棟とするか、又は合棟にするかは今後検討して行くこととしております。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質問ありますか。——— 8番 阿部慎也議員。

○8番 阿部慎也議員 再質問に入ります。

（1）種足地区土地改良事業の面整備における受益地について、評価基準1-1いわゆるさつき局長、53箇所と言うと37番、私は52箇所で言っている。52箇所は36番、いいですか。それでちゃんと教えてくださいよ。評価基準1-1必要とされる面積の確保で台形に近いがレイアウトに支障はないと言いながら2点減点されている。これおむすびみたいな三角に見えるからだよね。きっと。でも7ヘクタールあるんですよ、ここは。1.5ヘクタールその尖ったところを切ってみれば5.5ヘクタールだ。そしてレイアウトに支障はないと言っているんだからこれは本来◎になるわけだ。だったら43番をご覧下さいよ。52箇所中の43番。なんであれが満点なんだとお聞きしたい。是非お答えいただきたいと思います。これはこんな形で5点が付くとは思ってないよ私は。43番だよ。そして2-4集団的な農地への影響で、区域の一部は土地改良事業完了直後であるところの36番のことを評価しています。ということで罰点0点だ。それ本当かね。それ完了直後なんですか。私が農林行って調べてきた結果、その場所は受益地にあたらぬとのことだよ。是非答弁願いたい。調査意欲に火がついちゃったんだから。

3-1施設の位置、3市の地理的重心から3キロメートルを超え5キロメートル以内に位置するというので2点減点している。本当の地理的重心はどこなんだ。調べたのかい。パソコンは中間報告の中で3市の地理的重心ということでごさいますと、どちらかというも行田の方に行ってしまうのかなというような重心の位置が出てくる形になります。と、はっきり言っている。そうするとこれは現予定地と36番は逆転するんだ。わかりますか。そうなると行田に近い36番が満点、現予定地は2点減点になるはずなんだ。答弁願いたい。

6-1建設コストについて、現予定地は新たな搬入路は必要ないとのことだが、

必要だろう。930万円の設計業務委託をしているじゃないか。あの当時から搬入路はあそこと決まっていたんだよ。正面入口の水路の改造工事は新たな搬入路ではないのか。いいですか、あそこに水路があるんですよ、2メートルの。測ってきたんだから。2メートルの水路、あそこを搬入路にするんでしょう。そうだとすれば2点減点なんですよ。これも答弁願いたい。

総合的に見て、現予定地は受益地であったことを度外視しても61点。それに対して36番は63点だ。その結果についてご見解をいただきたい。

(2) 本当にパソコンへ業務委託する必要があったのか、何回も言うけどあれは行政があくまで誠実に選定を行ったことを装うための茶番ですよ。そのうちおそらく新聞各社の格好の餌食になるでしょう。もし選定業務委託するなら誠実に先ほどのC地点を除いた、いいですか。わかっていると思いますけど、あのC地点は河川区域ですから最初からないんですよ。あの4つの中にね。ですからみずほ斎場相向かいを含めた4箇所だけで選定すればよかったですよ。お考えを伺います。まあ選定業者として、現予定地を最適地だと推したパシフィックコンサルタンツもいずれその資質を問われることになるでしょう。そしてあそこには莫大な経費が掛かることを警告しておきます。

(3) ア。だからね、施設全体配置図からして見ても最初からありきだったんですよ。あそこありき。麗澤大学へ大勢で押しかけK教授から指南を受けて、そのとおりに実行した。ありきだったんですよ。それを裏付ける資料はまだまだたくさんありますよ。ありきだったことをそろそろ認めちゃったらどうですか。これからも、もっと鋭く追及していこうと思っています。これは行政と業者で行ったいかさまだ。市民の役に立つのが役人だ、市民を欺く者は役人じゃなくて悪人だ。と、私は伺っている。ありきだったことを認めるか、認めないのか答弁願います。

そして、イ、全国都市清掃会議を持ち出してきたけれども、当該団体はこれマニュアルなんですか。この文言はいわゆる法に適った文言なんでしょうか。焼却と言うのは。私はいわゆるごみ処理というふうにもうすべきだと考えています。お答えいただきたい。

ウ、管理棟についてですが、本来施設配置図の中に入れておけば理解しやすか

った。例えば、熱回収施設及び管理棟とかね。そういうふうに書いておけば安心していただけたんだよ。余熱利用施設はあっても管理棟がないんじゃ我々組合議員は立場がないんだよ。分かりますか。どこへ相談に行ったら、どこにこのごみ処理事業についてお伺いしたらいいのか、議場もないんじゃ話にならないんだ。

今後のためにも是非明確な答弁を頂きたいと思います。以上で質問を終結します。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 まず52箇所の評定番号36の評価でございますけれども、集团的農地の影響について区域の一部は土地改良事業完了直後であると評価されておりましたが、当該地について加須農林振興センターに確認したところ、土地改良事業の範囲外でございました。その場合の当該地の評価結果は58点から1点増加の59点となりますが、建設予定地は評価を超えるものではございませんので、現予定地が最高得点とは変わらないというところでございます。パソコンの委託で、4箇所のみでよかったかなとの話がありましたけれども、準備室の段階では鴻巣市の方で4箇所を有力候補地として選択しております。平成26年度の今の組合の分室ができた段階で、改めて先ほど申し上げました4箇所を含めた53箇所、最終的には52箇所を評価したところでございます。最終的には現予定地が1番評価が高かったということで私どもは認識してございます。

(3)のアでありきでなかったのかということでございますけれども、準備室の段階では4箇所が相当の候補地だということで鴻巣市の中で内田ヶ谷鴻巣線を1番の適地として選んだわけでございますけれども、それを組合の方の平成26年度になりまして、53箇所を改めて評価をしたところでございます。ですので、鴻巣の準備室の段階では4箇所っていうのはかなりの有力な候補地でありましたけれども、それを分室の中で委託をいたしまして選んでいったという中で、現予定地が1番評価が高かったと私どもは認識しております。

(3)の焼却施設については、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたけれども、全国都市清掃会議の中のごみ焼却施設という位置づけの中で、ある程度網羅しておりますのでその辺を私どもは考えているところでございます。管理棟については、繰り返しますけれども今後検討していくということになっておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。以上でございます

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ―――― 8番 阿部慎也議員。

○8番 阿部慎也議員 3市の地理的中心はどこなんだというふうに聞いているの。そしてもう1点、確認だけど私が申し上げた36番はあれは受益地じゃないということがはっきりしたわけでしょう。それを明確に答弁願いたい。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。――― 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 候補地選定支援業務の中の15ページに地理的重心のところは示してありますので、後ほどご覧になって頂ければわかると思いますけれども、決して相当ずれているということではございません。受益地については先ほど、野通川の辺りの県道内田ヶ谷線の辺りが受益地でないということがありましたけれども、私どもも確認しておりまして、そこは受益地に入っておりません。以上でございます。

○坂本 晃議長 答弁漏れがありますか。――― 8番 阿部慎也議員。

○8番 阿部慎也議員 最終的にもう1回、地理的重心については正確に出してもらいたい。いいですか。それだけは約束しておいて。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。――― 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 そこは後ほどまた別途違う場所で示したいと思います。以上です。

○坂本 晃議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○坂本 晃議長 次に、日程第6、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。御協力、誠にありがとうございました。

午後 5時 06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長

坂 本 晃

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員

梁 瀬 里 司

同

香 川 宏 行